

全国内水面漁場管理委員会連合会 会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会長 藤田 利昭

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討
及びアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が、令和 3 年度第 1 回漁場管理対策検討会で別紙 1 のとおり、とりまとめられました。

つきましては、別紙 2 「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において令和 4 年度の提案内容を協議いただきますよう、お願いいたします。

あわせて、別紙 3 のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしくお願ひします。

なお、令和 4 年度提案項目に対する意見およびアンケート結果につきましては、各ブロック協議会幹事県へ提出してください。提出締め切りにつきましては、別途各ブロック協議会幹事県から提示されます。

【添付資料】

- ・別紙 1 令和 4 年度提案項目素案
- ・別紙 2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙 3 令和 4 年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙 4 令和 4 年度提案項目とりまとめスケジュールについて
- ・参考資料 提案項目の掲載順について

- 令和3年度の提案は、7本の柱で計30項目ありました。
- 令和4年度素案は、そのうち提案書前書きと、2つの柱で4項目を修正等し、残りは継続要望というものです。
- この資料は、全国連合会から届いた素案から修正等がある項目のみ抜粋したものです。

提案書(前書き)

R3年度提案書	R4年度提案書への修正等	本県委員会の意見等(事務局案)
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和3年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>※年度等の修正および末尾に次の一文を追加</p> <p>「なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。」</p>	<p>素案のとおり追加することに賛成します</p>

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

R3年度提案書	R4年度提案書への修正等	本県委員会の意見等(事務局案)
3 漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採などに努めること。	<p>※番号7と統合し、次のとおり修正</p> <p>「漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。」</p> <p>修正理由：番号 3、7ともに河川の環境整備に関する提案であり、提案先も国交省のみのため、項目削減の観点から統合</p>	<p>素案のとおり統合・修正することに賛成します</p>
5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。	<p>※次のとおり修正</p> <p>「オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。」</p> <p>修正理由：ミズワタクチビルケイソウはR2のアンケート調査において、オオカナダモに次ぐ13件の被害報告があることから、種名を追加する。</p>	<p>素案のとおり修正することに賛成します</p> <p>本県でも令和2年春に県試験場の調査で初めて相模川水系で確認された。本県委員会としても対策を求めることは重要と考える</p>
7 高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。	<p>番号3と統合し、削除</p>	<p>素案のとおり統合・削除することに賛成します</p>

V 放射性物質による汚染対策について

2 陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	<p>※次のとおり修正</p> <p>「陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。」</p> <p>修正理由：降雨等による放射性物質流入の影響は内水面漁業において引き続き懸念される課題であるが、住宅等の除染については、H30の環境省回答に面的除染は帰還困難区域を除き終了したとあり、今後除染による影響は少なくなるものと思われるため。</p>	<p>当該問題の影響を強く受ける県委員会の意見に従います</p>
---	---	----------------------------------

提案項目作成にあたっての考え方（案）

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成 17 年度の 14 項目から平成 27 年度の 34 項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため平成 28 年は 28 項目とし、平成 30 年と令和元年は 29 項目、令和 2 年と令和 3 年は 30 項目となっております。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

このことから、来年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

2 個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

3 提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

令和4年度 提案項目 取りまとめスケジュールについて

1 第1回漁場管理対策検討会（8月に書面開催）

令和4年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会（書面開催）

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（東京都）
- ・中日本ブロック協議会（和歌山県）
- ・西日本ブロック協議会（大分県）

4 第2回漁場管理対策検討会（令和4年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和4年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（4と同日）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和4年度通常総会に議案として提出する。

6 令和4年度通常総会（令和4年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和4年度提案行動（令和4年6月又は7月）

令和4年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。